

仮設安全監理者資格取得講習会(施工・足場＋設計・足場)の受講は「人材開発支援助成金」が活用できます！！

1. 仮設安全監理者制度の概要

(1) 仮設安全監理者制度

全国仮設安全事業協同組合(以下「当組合」という。)が実施している仮設安全監理者制度は、平成12年7月以降25年を経てその根幹は変化していませんが、安全点検をめぐる時代の要請に応えるべく、より一層の充実強化を図り、将来の「仮設点検業」を担う者として認知されるよう、その地位・存在を高めることとしております。

平成13年4月以降に仮設安全監理者が実施した仮設安全監理点検の延べ実施現場数は128,351件であり、このうち改善依頼件数は14.2%となっており、仮設安全監理点検を実施した箇所からの仮設に起因する死亡事故報告は1件も発生しておりません(令和7年8月末現在)。

(2) 仮設安全監理者資格取得講習会の開催状況

当組合が実施する仮設安全監理者資格取得講習会は、以下の通りです。

① 施工・足場	仮設工事施工安全監理者(足場編)
② 施工・型枠支保工	仮設工事施工安全監理者(型枠支保工編)
③ 設計・足場	仮設工事設計安全監理者(足場編)
④ 設計・型枠支保工	仮設工事設計安全監理者(型枠支保工編)

(3) 仮設安全監理者資格取得講習会の受講者

厚生労働省労働基準局安全衛生部長の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」の通知では、足場等の安全点検の確実な実施として、足場等の組立て・変更時等の点検者には、当組合が行う仮設安全監理者資格取得講習会を受けた者を含む4種類は、「十分な知識・経験のある者」として適切である者としています。

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育の受講者
- ② 労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等の労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ③ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」の受講者
- ④ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」の受講者

2. 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の活用

(1) 建設技能者等への支援制度の活用

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長から当組合を含む建設業者団体等に対し、「建設技能者等のリスキリングに活用できる支援制度の周知について」の通知があり、その中には10時間以上のOFF-JTによる訓練を実施した場合、事業主の申請により「人材開発支援助成金(人材育成支援コース)」を活用することができるとされています。

今回、この人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の対象となるのは

- ・ 仮設安全監理者資格取得講習会(施工・足場:1日 7時間)
- ・ 仮設安全監理者資格取得講習会(設計・足場:1日 3時間)

を2日間にわたり連続して受講した場合(合計:10時間)のみです。



全国仮設安全事業協同組合
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

(2) 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の概要

人材開発支援助成金とは、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度であり、人材育成支援コース（人材育成訓練）で所要の申請手続きをし、要件を満たした場合に以下の助成金が支給されます。

- ① 助成対象(申請者:雇用保険適用事業主、対象労働者:雇用保険被保険者)
- ② 10時間以上の OFF-JT(事業外の教育・学習等)による訓練
- ③ 賃金助成額(1人1時間当たり 800 円)(中小企業の場合)
- ④ 経費助成率は訓練経費の 45%(中小企業の場合)

※厚生労働省作成のパンフレット

「人材開発支援助成金(人材育成支援コース)のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001514280.pdf>



(3) 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の訓練計画の提出

人材開発支援助成金の申請に当たっては、雇用保険適用事業主は、職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画を策定し、訓練毎に訓練開始日から起算して 6 か月前から 1 か月前までの間に「職業訓練実施計画届」、仮設安全監理者資格取得講習会カリキュラム等の関係資料を添付して各都道府県労働局に申請することとなります。詳細は厚生労働省作成のパンフレットに記載されているとおりです。

【人材育成支援コース 計画届(変更届)の申請様式】

▼ [1] 計画届(変更届)を提出する場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819_00007.html



【雇用関係助成金に共通の申請様式】

- ▶ 共通要領 様式第 1 号 支給要件確認申立書
- ▶ 共通要領 様式第 1 号の別添 支払方法・受取人住所届

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00018.html



(4) 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給申請書の提出

人材開発支援助成金の支給申請書は、雇用保険適用事業主は訓練毎に、訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内に「支給申請書」と必要な書類を各都道府県労働局に提出して、支給審査の上、支給・不支給の決定を受けることとなります。詳細は厚生労働省作成のパンフレットに記載されているとおりです。

【人材育成支援コース 支給申請の申請様式】

▼ [2] 支給申請を行う場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/38819_00007.html



※ この制度の詳しい内容、帳票記入方法については、お手数ですがお近くの都道府県労働局にお問い合わせ又は社会保険労務士にご相談いただけますようお願いいたします。

なお、都道府県労働局の連絡先は、本パンフレットの 6 ページに掲載。

人材開発支援助成金（全業種向け）の概要（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)					
		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6					
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練		800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1	60% (45%) ※1	-	-		
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練				70% ※2	85% ※2				
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練				45% (30%)	60% (45%)			20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
						75% ※3	100% ※3			10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		-	-	30万円	36万円	-	-			
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練		1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-		
	成長分野等人材訓練			1,000円※4	-	75%	-	-	-		
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)		
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-		
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)		-	-	45%	60%	-	-		
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		1,000円※5 (800円)	- ※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-		
	教育訓練短時間勤務等制度			-	-	20万円	24万円	-	-		
④ 事業展開等リスキリング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-			

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、賃金等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの期限措置

資料引用：令和7年5月8日付け 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長「建設技能等のリスクリングに活用できる支援制度の周知について」

従業員の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます 「人材育成支援コース」のご案内

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

幅広い訓練に
ご活用いただけます！

訓練

- ① **人材育成訓練** : 10 時間以上のOFF-JTによる訓練
- ② **認定実習併用職業訓練** : 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
- ③ **有期実習型訓練** : 有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

助成率・助成額

(1) 助成率・助成額 ※ () 内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 ^(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満 たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満 たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満 たす場合 ^(注2)
①人材育成 訓練	正規雇用 労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約 労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)				
③有期実習型訓練 ^(注3)		75%	+25%			10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)

注1：e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。

注2：訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に行う訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

注3：正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかった場合であっても、支給決定時までに以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。

- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- ・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

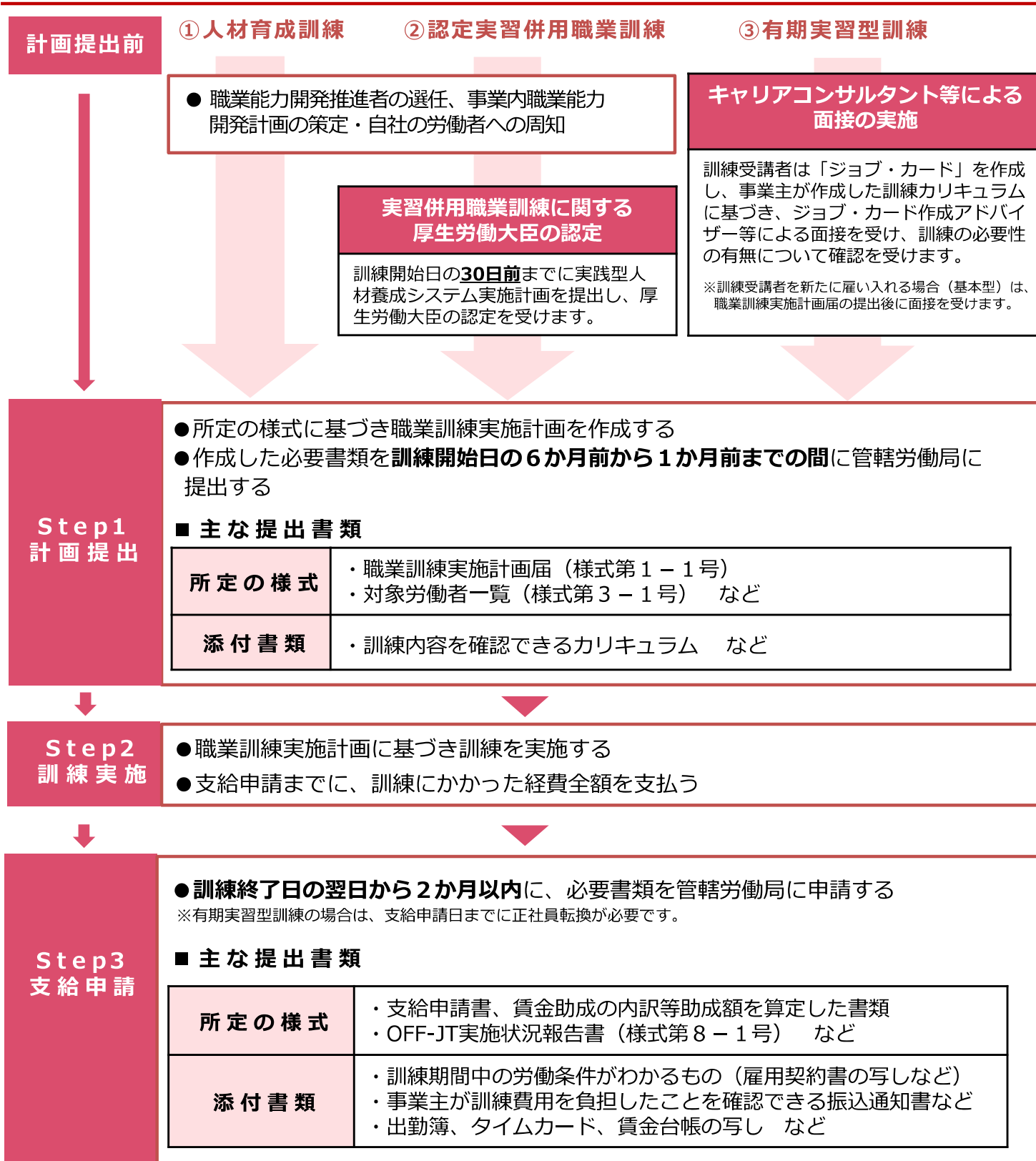
(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額(注4、注5)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注4：賃金助成限度額（1人1訓練あたり）は、1,200時間。専門実践教育訓練については1,600時間。

注5：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで（有期実習型訓練については同一の事業主が同一の労働者に対して1回まで）

助成金受給までの手続きの流れと申請に必要な書類



申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiwase2.html

■ 人材開発支援助成金について

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

■ 人材開発支援助成金の電子申請について

※申請には「GビズID」の申請・取得が必要です

事業主の方へのご案内リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001108556.pdf>



□ 都道府県労働局一覧

労働局	担当課	電話番号	労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター6階	011(788)9070	滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
青森労働局	職業対策課	017(721)2003	京都労働局	助成金センター	075(241)3269
岩手労働局	職業対策課助成金センター	019(606)3285	大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063	兵庫労働局	職業対策課(ハローワーク助成金デスク)	078(221)5440
秋田労働局	訓練課	018(883)0006	奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
山形労働局	山形労働局助成金センター	023(666)3614	和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
福島労働局	職業対策課	024(529)5409	鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
茨城労働局	助成金事務センター	029(297)7235	島根労働局	訓練課(人材育成訓練、認定実習併用職業訓練)助成金相談センター(有期実習型訓練)	0852(20)7028 0852(20)7029
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263	岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008	広島労働局	職業対策課	082(502)7832
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217	山口労働局	助成金センター	083(902)1564
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678	徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(6894)7072	香川労働局	助成金センター	087(823)0505
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801	愛媛労働局	職業対策課分室(助成金センター)	089(987)6370
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181	高知労働局	助成金センター	088(878)5328
富山労働局	助成金センター	076(432)9172	福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
石川労働局	職業対策課	076(265)4428	佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683	長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
山梨労働局	訓練課	055(225)2861	熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
長野労働局	訓練課	026(226)0862	大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650	宮崎労働局	助成金センター(ハローワークプラザ宮崎内)	0985(62)3125
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970	鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758	沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606
三重労働局	職業対策課	059(226)2111			

※ 対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



人材開発支援助成金を電子申請しませんか？

人材開発支援助成金は、2023(令和5)年6月から、雇用関係助成金ポータルでの電子申請が可能となりました。

- ・ 社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。
- ・ 紙の申請も引き続きご利用いただけます。
- ・ 電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。

GビズIDの
取得・申請はこちら



人材開発支援助成金の電子申請はこちら
<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

雇用関係助成金ポータル

検索